

○広島大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)

改正 平成 16 年 7 月 20 日規則第 153 号	平成 17 年 1 月 18 日規則第 3 号	平成 17 年 2 月 15 日規則第 11 号
平成 17 年 4 月 1 日規則第 24 号	平成 17 年 6 月 28 日規則第 111 号	平成 17 年 9 月 27 日規則第 117 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 26 号	平成 18 年 5 月 31 日規則第 96 号	平成 18 年 10 月 17 日規則第 123 号
平成 19 年 3 月 20 日規則第 42 号	平成 19 年 5 月 22 日規則第 91 号	平成 19 年 6 月 25 日規則第 104 号
平成 19 年 12 月 25 日規則第 175 号	平成 20 年 3 月 17 日規則第 45 号	平成 20 年 4 月 22 日規則第 145 号
平成 21 年 1 月 23 日規則第 2 号	平成 22 年 3 月 31 日規則第 11 号	平成 22 年 6 月 8 日規則第 108 号
平成 23 年 9 月 20 日規則第 105 号	平成 24 年 3 月 30 日規則第 24 号	平成 26 年 3 月 31 日規則第 30 号
平成 26 年 9 月 16 日規則第 79 号	平成 27 年 3 月 17 日規則第 14 号	平成 28 年 2 月 23 日規則第 6 号
平成 28 年 3 月 24 日規則第 31 号	平成 28 年 7 月 26 日規則第 177 号	平成 28 年 9 月 13 日規則第 187 号
平成 29 年 3 月 27 日規則第 23 号	平成 30 年 3 月 30 日規則第 56 号	平成 30 年 9 月 18 日規則第 118 号
平成 30 年 12 月 25 日規則第 158 号	平成 31 年 1 月 24 日規則第 3 号	平成 31 年 3 月 29 日規則第 25 号
令和元年 9 月 24 日規則第 147 号	令和 2 年 3 月 25 日規則第 45 号	令和 2 年 9 月 23 日規則第 200 号
令和 3 年 1 月 28 日規則第 6 号	令和 3 年 3 月 10 日規則第 11 号	令和 4 年 1 月 27 日規則第 13 号
令和 4 年 3 月 22 日規則第 22 号	令和 4 年 9 月 29 日規則第 157 号	令和 5 年 1 月 26 日規則第 11 号
令和 5 年 3 月 29 日規則第 41 号	令和 6 年 3 月 15 日規則第 18 号	令和 6 年 4 月 1 日規則第 72 号
令和 6 年 9 月 30 日規則第 120 号		

広島大学学則

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
第 2 章 教育研究等組織(第 6 条—第 18 条)
第 3 章 運営組織(第 19 条—第 27 条)
第 4 章 その他(第 28 条)
附則

第 1 章 総則
(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は、別段の定めがある場合を除き、総称して広島大学(以下「本学」という。)という。

[中略]

(学内共同教育研究施設等)

第16条 本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。

半導体産業技術研究所

高等教育研究開発センター

情報メディア教育研究センター

自然科学研究支援開発センター

森戸国際高等教育学院

保健管理センター

平和センター

環境安全センター

総合博物館

宇宙科学センター

外国語教育研究センター

文書館

スポーツセンター

HiSIM 研究センター

両生類研究センター

トランスレーショナルリサーチセンター

防災・減災研究センター

脳・こころ・感性科学研究センター

ゲノム編集イノベーションセンター

デジタルものづくり教育研究センター

AI・データイノベーション教育研究センター

IDEC 国際連携機構

A-ESG 科学技術研究センター

Town & Gown 未来イノベーション研究所

PSI GMP 教育研究センター

ダイバーシティ&インクルージョン推進機構

瀬戸内 CN 国際共同研究センター

グローバルキャンパス推進機構

- 2 本学に、学内共同利用施設として、ハラスメント相談室を置く。

[中略]

第4章 その他

(雑則)

- 第28条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

[中略]

附 則(令和2年3月25日規則第45号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学学則第7条第2項に規定する総合科学研究科、文学研究科、教育学研究科、社会科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、国際協力研究科及び法務研究科は、この規則による改正後の広島大学学則第7条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(令和2年9月23日規則第200号)

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 広島大学スポーツ科学センター規則(平成17年2月15日規則第10号)は、廃止する。

附 則(令和3年1月28日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月10日規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月27日規則第13号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 広島大学現代インド研究センター規則(平成22年3月31日規則第20号)は、廃止する。

附 則(令和4年3月22日規則第22号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 広島大学教育開発国際協力研究センター規則(平成16年4月1日規則第43号)は、廃止する。

附 則(令和4年9月29日規則第157号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年1月26日規則第11号)

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日規則第41号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 広島大学ダイバーシティ研究センター規則(平成28年3月24日規則第32号)は、廃止する。

附 則(令和6年3月15日規則第18号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 広島大学北京研究センター規則(平成16年4月1日規則第49号)は、廃止する。

附 則(令和6年4月1日規則第72号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月30日規則第120号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。